

別表第2

第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料及び利用料金

| 種類 | 単位 | 期間 | 金額 |
|---------------------------------|---------|----|--------|
| 物品の販売その他これに類する行為をする場合 | 1平方メートル | 1日 | 200円 |
| 募金その他これに類する行為をする場合 | 1平方メートル | 1日 | 200円 |
| 業として写真を撮影する場合 | 1台 | 1日 | 1,000円 |
| 業として映画を撮影する場合 | 1箇所 | 1日 | 4,000円 |
| 競技会、展示会、音楽会、集会その他これらに類する催しをする場合 | 1平方メートル | 1日 | 2円 |

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときの使用料及び利用料金の額は、当該使用料又は利用料金の額に10割の額を加算した額とする。
 - (1) 使用者が営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体である場合
 - (2) 入場料その他これに類するものの金額が2,000円以上の場合
- 2 面積の計算については、1平方メートル未満の端数は1平方メートルに切り上げて計算する。